

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月1日

鳥取県立喜多原学園長 坪倉 嘉隆

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立喜多原学園給食業務委託 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

なお、給食提供開始日は令和7年4月1日とし、契約締結日からこの日までは諸手続き、準備等の期間とする。

(4) 入札方法

入札は、書面（紙入札）により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額を入札金額として入札書に記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、その他の委託等の給食に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 委託業務を開始する日までに食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業の許可その他本件業務に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けることが確実であること。

(5) 開札日（再度入札を含む。）から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた者でないこと。

(6) 開札日（再度入札を含む。）から起算して3年前の日までの間に福祉施設関係給食業務又は学校給食業務において食品衛生法の規定に基づく営業停止処分を受けた者でないこと。

(7) 食品衛生法の規定により許可を取り消された場合、当該取り消しの日から起算して開札日（再度入札を含む。）までの間で2年を経過していること。

(8) 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

(10) 平成31年4月1日以降において、給食業務（献立作成、食材調達、調理及び付随業務）を適正に履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立喜多原学園

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-3512 鳥取県米子市泉 706 番地
鳥取県立喜多原学園総務担当
電話 0859-27-1101 ファクシミリ 0859-27-1611
電子メール kitahara@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和6年11月1日(金)から同月26日(火)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県立喜多原学園ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年11月1日(金)から同月26日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

令和6年12月9日(月)午後1時 即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

イ 場所

〒689-3512 鳥取県米子市泉 706 番地
鳥取県立喜多原学園会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ封緘して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者には、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和6年11月26日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した入札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。